



平成28年 6月28日

各 位

株 式 会 社 中 電 工

委任型役付執行役員制度の導入について

当社は、平成28年6月28日より、下記のとおり委任型役付執行役員制度を導入することといたしましたので、お知らせいたします。

記

(1) 制度導入の目的

当社は、最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むこととしており、取締役会のあり方を、より経営の監視・監督に重点を置く体制としてまいります。

その一環として、役付執行役員に執行権限を委譲することにより、業務執行機能の強化と意思決定の迅速化を図り、業務執行責任を明確化するため、委任型役付執行役員制度を導入いたします。

(2) 制度の概要

- ① 役付執行役員は、取締役会の決定に従い、代表取締役社長の統制の下に会社の業務を執行いたします。
- ② 役付執行役員の役位は、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員とし、選任、解任および業務の委嘱は、取締役会の決議により行います。
- ③ 取締役は、役付執行役員を兼務することがあります。
- ④ 役付執行役員の任期は1年とし、再任を妨げません。

(3) その他

委任型役付執行役員制度の導入に伴い、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の役付取締役を廃止いたします。

以 上